

公共調達適正化について(財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

平成19年5月分 会計名【食料安定供給特別会計】

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
1	平成18年産米穀売買取約 国内産米 穀100トン	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月16日	全国主食集荷協同組合 連合会 (東京都中央区日本橋 人形町1-9-2)	競争入札を実施したが落札せず、再度入札を行っても落札者がなかったことから、予決令第99条の2及び特別会計法施行令第24条の1に該当するため、随意契約にて契約を締結した。		24,942,487円			
2	平成18年産米穀売買取約 国内産米 穀908トン	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月24日	全国農業協同組合連合会 (東京都千代田区大手 町1-8-3)	競争入札を実施したが落札せず、再度入札を行っても落札者がなかったことから、予決令第99条の2及び特別会計法施行令第24条の1に該当するため、随意契約にて契約を締結した。		227,237,010円			
3	平成18年産米穀売買取約 国内産米 穀120トン	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月24日	福島地区米穀卸商業協同組合 (福島県福島市渡利字 丸滝15-4)	競争入札を実施したが落札せず、再度入札を行っても落札者がなかったことから、予決令第99条の2及び特別会計法施行令第24条の1に該当するため、随意契約にて契約を締結した。		30,019,500円			
4	平成18年産米穀売買取約 国内産米 穀2,000トン	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月31日	全国農業協同組合連合会 (東京都千代田区大手 町1-8-3)	競争入札を実施したが落札せず、再度入札を行っても落札者がなかったことから、予決令第99条の2及び特別会計法施行令第24条の1に該当するため、随意契約にて契約を締結した。		480,552,418円			
5	輸出向け政府所有米穀 の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	北幸物産株式会社(北 海道旭川市旭神町27番 地)	一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できないものであるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により公募方式にて随意契約を締結した。		とう精賃220円/ 精米30Kg 外			単価契約であるが、とう精数量が定まらないため、年間予定金額が算定できない。

6	輸出向け政府所有米穀の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	株式会社食創(北海道 帯広市西1条南11丁目1 番地)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。		とう精賃220円/ 精米30Kg 外		単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
7	輸出向け政府所有米穀の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	旭川食糧株式会社(北 海道旭川市大雪通2丁 目485番地21)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。		とう精賃220円/ 精米30Kg 外		単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
8	輸出向け政府所有米穀の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	株式会社糧はん(北海 道江別市上江別西町61 番地1)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。		とう精賃220円/ 精米30Kg 外		単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
9	輸出向け政府所有米穀の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	クワハラ食糧株式会社 (北海道札幌市北区麻 生町7丁目6-12)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。		とう精賃220円/ 精米30Kg 外		単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
10	輸出向け政府所有米穀の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	北海道食糧産業株式会 社(北海道札幌市白石 区本通19丁目南2番7 号)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。		とう精賃220円/ 精米30Kg 外		単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。

11	輸出向け政府所有米穀 の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	濱田精麦株式会社(神 奈川県伊勢原市桜台1 丁目9番20号)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。	/	とう精賃220円/ 精米30Kg 外	/	/	単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
12	輸出向け政府所有米穀 の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	ハリマ農産株式会社 (兵庫県小野市粟生町 1875)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。	/	とう精賃220円/ 精米30Kg 外	/	/	単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
13	輸出向け政府所有米穀 の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	藤本糧穀株式会社(兵 庫県西脇市野村町 1790-406)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。	/	とう精賃220円/ 精米30Kg 外	/	/	単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。
14	輸出向け政府所有米穀 の委託とう精契約	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島 正明 (東京都千代田区 霞が関1丁目2番1号)	平成19年5月14日	株式会社一蔵(兵庫県 加古川市平荘町里381 番地の1)	一の契約の相手方のみでは契 約目的が達成できないもので あるため、会計法第29条の 3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の 規定により公募方式にて随意 契約を締結した。	/	とう精賃220円/ 精米30Kg 外	/	/	単価契約 である が、とう 精数量が 定まらない ため、 年間予定 金額が算 定できない。

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。